姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金

購入予定機器の変更に伴う手続きについて

交付可否決定書（様式第６号）にて承認した購入予定機器と異なる機器を購入される場合は、購入前に補助事業計画変更申請書（以下「変更申請」という。）を提出し、事前承認が必要となります。

また、変更後の購入予定機器につきましても「本補助金で定める省エネ基準を満たすトップランナー制度対象品」である必要があり、購入予定機器が本補助金で定める省エネ基準やトップランナー制度対象品でない場合は補助対象とすることができませんのでご注意くださいますようお願いします。

１　変更申請時に必要となる書類

⑴　補助事業計画変更・廃止（中止）申請書【様式第７号】

⑵　変更経費明細書【様式第８号】

⑶　販売業者が発行した見積書の写し

⑷　変更申請する機器が省エネ基準を満たしていることがわかる資料

⑸　事業計画書【様式第２号】

　⑹　「しんきゅうさん」のくわしく比較結果画面を印刷したもの

　　　※更新予定の機器がエアコン（家庭用）、冷蔵・冷凍庫（家庭用）で、その機器が変更となる場合に必要

２　変更申請が不要である場合

当初に申請した品目が廃版となり、代わりにメーカー、性能及び仕様のいずれもが同じ後継品を購入する場合

　　※同等品及びメーカー、性能、仕様のいずれかが当初購入品と異なる場合は変更申請の手続きが必要です。

３　その他（更新予定の品目を変更する場合）

更新予定の品目を変更する場合（例：当初ＬＥＤ照明を購入予定であったものをエアコン（家庭用）に変更）は、上記１⑴～⑹に加え、変更申請する品目（上記の例ではエアコン（家庭用））の旧機器の写真も必要です。

※品目とは、ＬＥＤ照明、エアコン、冷凍・冷蔵庫、電気温水機器、ガス・石油温水機器、ハイブリッド温水機器のいずれかのことをいいます。

※機器ごとに、更新前の機器の設置位置が分かる写真と機器のモデルが判別できる程度の拡大写真の２種類（エアコンは室外機も２種類必要）必要です。